



法エール

Vol. 85

H28. 1. 20



ご挨拶

皆様、新年あけましておめでとうございます。どのようなお正月をお迎えになられたでしょうか。

さて、今年の成人式の出席対象者は、平成7年（1995年）4月2日から平成8年（1996年）4月1日までに生まれた方で、成人の数は121万人。昨年よりも5万人の減少となったそうです。

私が成人式を迎えたのは、30年以上も前ですが、年々成人者数は減少傾向にあるようです。当時を振り返りますと、どのような心境でこの成人式を迎えたのだろうと思います。その時の背景からすると何とか一人前の社会人になるためこれから懸命に生きていこうという思いだったと思います。そして、このことを裏付けるような、ある原稿が出てきました。昨年家の中を片付けていた時に見つけたものです。それは、私が当時西合志町が主催する成人式で、成人代表としてご挨拶をさせていただいたときの原稿です。今ならパソコンで原稿を作成するところですが、原稿用紙に手書きで書かれていました。懐かしい思いでその原稿を読みました。

その原稿の最後には、「私たちは、まだ二十才、人生はこれからです。私達が秘めている未知の力をもって、これからも起こりうるだろう困難な出来事にまっこう立ち向かい、チャレンジして自分の道を自分で切り開き、自分の理想とする人生道なるものを極めていこうではありませんか」という言葉で綴られていました。

それから、あっという間に月日は流れ、まだまだ、人生道を極めるには程遠い私の人生ですが、この原稿を読みかえし、少しはまともなことを想っていたのかと、自分のことながら少し微笑ましい気持ちになりました。また、今の自分に対し「困難なことにもチャレンジ」という言葉を投げかけられ、30年以上前の自分から今の自分が励まされたようにも思いました。このことは、私にとって、「今年も頑張っていこう！」と気持ちを新たにさせてくれた出来事でもありました。

皆さんは、どのような成人式を迎えられたのでしょうか？そして、今の自分にどのようなメッセージを伝えてくれていますか？このようなことを考えるのも一年の始まりだからなのかもしれませんね。

それでは、今年もよろしくお祈りします。そして、今月の法エールもよろしくお祈りします。
(代表社員 大島 隆広)

～交通事故～

まさか・・・自分が。初めての交通事故。何をどうしたらいいかわからない。冬場のような日照時間が短く、また降雪などで視界が悪くなってくると増えてくるのが交通事故。そんな時の手続きについてご紹介致します。

第1回目は、交通事故を起こしてしまったときの対処法をご紹介致します。

不幸にして自動車事故を起こしてしまった時には、次のような義務等が発生します。

●緊急措置義務

・事故を起こした自動車の運転者や同乗者には、

- ①直ちに運転を中止し、事故の内容や程度、被害者の有無を確かめ、必要な措置をとる義務。
- ②負傷者があれば、直ちに負傷者を救護する義務。
- ③道路における危険を防止する義務

が発生します（道路交通法72条1項前段）。

※①・②の義務を怠ると、1年以下の懲役または10万円以下の罰金（人の死傷があったときは5年以下の懲役または50万円以下の罰金、人の死傷が運転者に起因するときは10年以下の懲役または100万円以下の罰金）と定められています（道路交通法117条・117条の5の1号）。また、②を怠ると、ひき逃げ（救護義務違反 道路交通法119条1項10号）や保護責任者遺棄罪（刑法218条）になる可能性もあります。

●事故報告義務

・事故現場に警察官がいない場合には、最寄の警察署（派出所・駐在所）に

①事故が発生した日時、②死傷者の数および負傷者の負傷の程度、③損壊した物およびその損壊の程度、④事故車輛の積載物、⑤その事故について講じた措置などを報告する義務が発生します（道路交通法72条1項後段）。

※これらの報告義務を怠ると3月以下の懲役または5万円以下の罰金と定められています（道路交通法119条第1項第10号）。

●保険会社への事故通知

一般的に保険会社の約款には対人事故発生の日から60日以内に保険会社への通知義務を課しており、通知しなければ保険金が支払われない可能性もありますので、注意が必要です。

また、自分が被害者になった場合には、相手の名前・住所・連絡先や相手方が加入している保険会社などを確認し、事故現場を写真に撮るなどして証拠を出来るだけ残すようにしておくといよいでしょう。（参考文献：くらしの法律Q&A～編集 日本女性法律家協会～）

判例紹介

～監督義務者としての義務～

（平成27年4月9日最高裁判所第一小法廷判決）

< 事案の概要 >

未成年者Aさん（当時11歳）は、通っていた小学校の校庭において、友人らと共にサッカーボールを用いてフリーキックの練習をし、ゴールに向かってボールを蹴ったところ、ボールは学校の門を超え、道路上に転がり出た。そして、自動二輪車を運転して道路を進行してきたBさん（当時85歳）がボールを避けようとして転倒して負傷し、その後死亡した。

< 判旨 >

Aさんは、友人らと共に、放課後、児童らのために開放されていた本件校庭において、使用可能な状態で設置されていたゴールに向けてフリーキックの練習をしていたのであり、日常的な使用方法として通常の行為である。ゴール後方約10mの場所には本件校庭の南端に沿って

南門及びネットフェンスが設置され、本件ゴールに向けてボールを蹴ったとしても、ボールが本件道路上に出ることが常態であったものとはみられない。また、Aさんが、殊更に本件道路に向けてボールを蹴ったなどの事情もうかがわれない。

責任能力の無い未成年者の親権者は、その直接的な監視下にはない子の行動について、人身に危険が及ばないように注意して行動するよう日頃から指導監督する義務があると解されるが、ゴールに向けたフリーキックの練習は、上記各事実に照らすと、通常は人身に危険が及ぶような行為であるとはいえない。

Aさんの父母らは、危険な行為に及ばないように日頃からAさんに通常のしつけをしていたというのであり、Aさんの本件における行為について具体的に予見可能であったなどの特別の事情があったこともうかがわれない。そうすると、本件の事実関係に照らせば、Aさんの父母らは、民法714条1項の監督義務者としての義務を怠らなかったというべきである。

【民法714条1項】

責任無能力者がその責任を負わない場合において、その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、監督義務者がその義務を怠らなかったとき、又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

<コメント>

本判決は、民法714条1項の監督義務者の責任に関して、同項ただし書前段による免責を最高裁として初めて明示的に認めた判決です。責任無能力者の行為態様や、客観的状況、監督義務者の対応等の対応等の諸事情を考慮し、同条1項に係る監督義務者の内容及びその履行の有無について具体的に判断したものとして重要な意義を有するものと考えられています。

コラム

～江津湖の畔にて～



平成28年お正月、年頭の誓いの気持ち覚めぬうちにと健康な体作りのため、ウォーキング初めとして江津湖に行ってきました。

一時期水質悪化が進んでいましたが、現在は浄化の取り組みにより透明な湧水を取り戻しています。上流部にはホタルが生息しスイゼンジノリなど貴重な植物も多種豊富です。また、水前寺江津湖公園として水前寺成趣園から下江津湖南端まで至る遊歩道が整備され散策には絶好の環境となっています。元々慶長年間に加藤清正公が築いた江津塘の東側に湧水が溜まり湖が形成された様です。

しばらく、ベンチに腰掛けてその湖を眺めていると、ゆったりと湖面に浮かんでいたカモが空に舞い上がったかと思うと上空20メートルほどの高さから勢いよく急行直下し見事に魚をキャッチする瞬間を目の当たりにすることができました。

きらきらと輝く小波と水鳥の優雅さに時間の経つのも忘れ、肝心のウォーキングはごく僅かに終わりましたが、自然の豊かさを身近なところで満喫できることに感謝できました。

さあ！今年こそ三日坊主返上です。

(健軍事務所 上野 庸祐)

司法書士日記

先日、母校（高校）のちょっとした会合があったので出会いの場を求めて初めて顔を出してみました。20名弱の人達がこられていましたが、同級生はいなく、ちょっとさびしい思いをしましたが、後輩で社労士をしておられる方が「小山さん、同級生で税理士をやられている方がいますよ。〇〇さん（男性）ですけどご存知ですか？」と言われるので昔の記憶を引っ張り出して考えていましたところ・・・なんと、高校を卒業した後、1年間浪人生活を予備校で共に過ごした友ではありませんか！あの時の友達が同じ士業をやっていると聞いて嬉しくなりました、次の日には事務所に電話してしまいました。彼も最初は「誰だったかな・・・」と言う感じでしたけど、すぐ思い出してくれて、携帯番号を交換し、母校で士業やってる人達で飲みでも行こうよ、ということに成りました。彼に会うのは20年ぶりくらいですが、本当に、会うのが楽しみです。

人生で本当に、おもしろいですね。

（清水事務所 司法書士 小山 信一郎）

お知らせ

～寄り添う支援で笑顔ふたたび～

当法人は、「NPO法人身近な犯罪被害者を支援する会」との連携を図っています。

ご質問、ご相談等ございましたら、当法人もしくは下記までご連絡ください。

TEL 096-341-8222

FAX 096-341-8333

命の絆・大切に、輝く命・永遠に

当法人は、「一般社団法人命の尊厳を考える会」との連携を図っています。

ご質問、ご相談等ございましたら、当法人もしくは下記までご連絡ください。

TEL 096-337-1251

FAX 096-337-3355

当法人では、継続的な相談にも対応できるよう、**顧問契約**の締結を行っています。会社・個人問いません。詳しくはお近くの事務所までお気軽にお問い合わせください。



司法書士法人ヒューマン・サポート法律支援センター

- 龍田事務所** 〒861-8006
熊本市北区龍田3丁目32番18号
TEL: 096-327-9989 FAX: 096-327-9799
- 清水事務所** 〒861-8066
熊本市北区清水亀井町16番11号
TEL: 096-346-3927 FAX: 096-346-4044
- 薄場事務所** 〒861-4131
熊本市南区薄場町46番地 薄場合同ビル内
TEL: 096-320-5132 FAX: 096-357-5710
- 健軍事務所** 〒861-2106
熊本市東区東野1丁目1番12号
TEL: 096-360-3366 FAX: 096-360-3355
- ホームページアドレス <http://www.hshsc2003.jp/>